

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)及び東京都の国民の保護に関する計画(以下「都国民保護計画」という。)に基づき、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)を定め、市民の理解・協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態(大規模テロ等)への対処
- 資料編

3 計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く市民や関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、都、近隣区市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

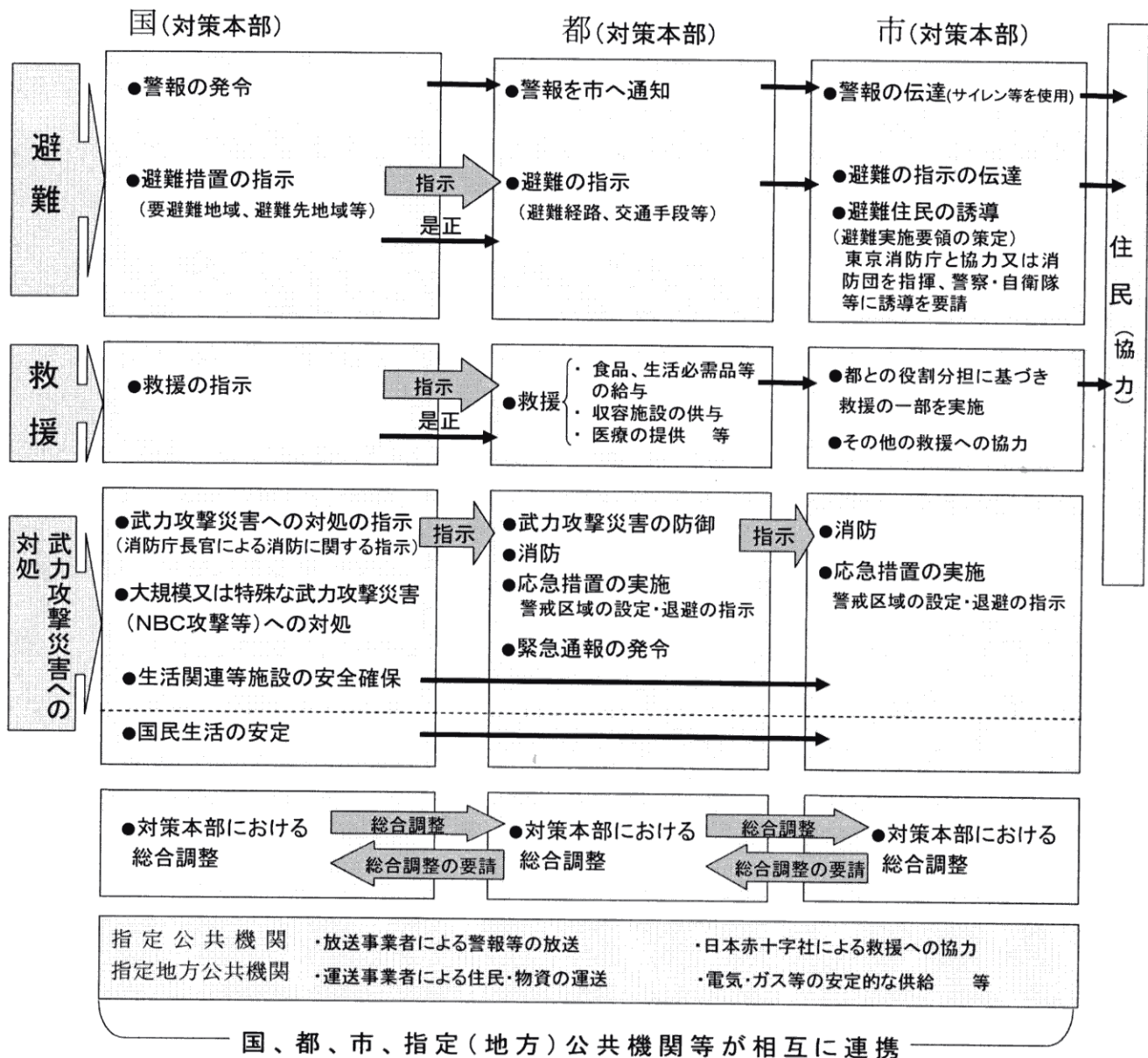
市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民保護に関する業務の全体像



市の事務

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織・体制の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（消防団・消防水利事務に限る。）、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京都（東京消防庁）に委託している。

都の事務（都国民保護計画より）

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織・体制の整備、訓練
- 5 警報の通知
- 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関の連絡先

資料編へ

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

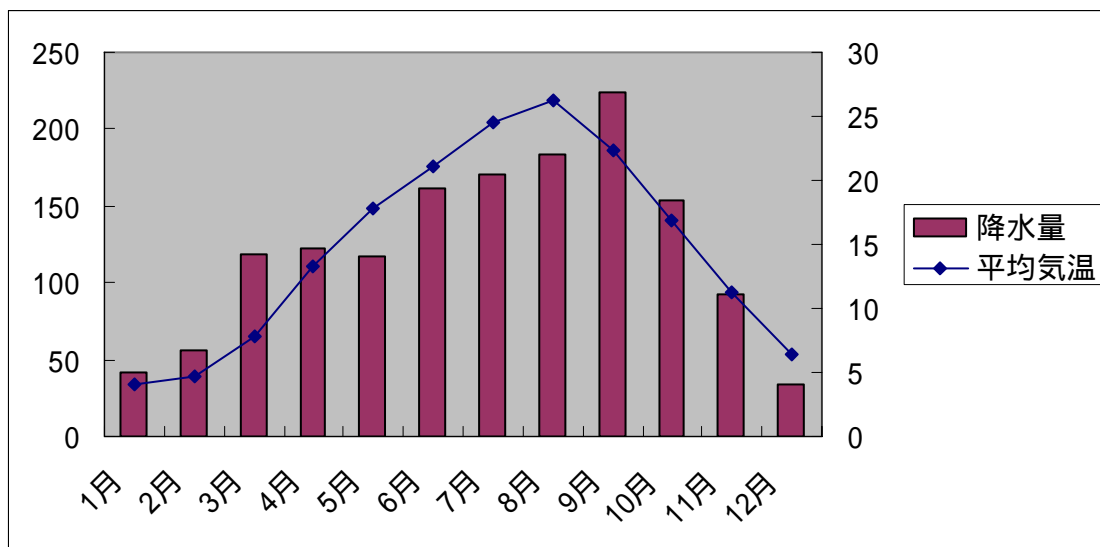
府中市は、首都東京の副都心新宿から西方約22キロに位置し、市の中心はおおむね東経139度28分52秒、北緯35度39分56秒にあり、東は調布市及び三鷹市、西は国立市、南は多摩市及び稲城市、北は小金井市及び国分寺市に接している。

「東西8.75キロメートル、南北6.79キロメートル、面積29.34平方キロメートル」の地形は、市の南端を流れる多摩川から北へ1.7キロメートルにわたって海拔約40メートルの平坦地が広がり、東西に走る平均約6～7メートルの崖線から北へ約2.5キロメートルにわたって府中段丘が広がっている。この段丘は西端が海拔70メートルあり、東端が海拔40メートルで、市内でもっとも高いところは武蔵台3丁目の海拔82メートルである。

地質は、基礎が三浦層群で、第四紀洪積世に入って陸化し、これに河川による浸食が進み、洪積世中期以降に入って前後2回にわたり波動的に行われた海進、海退によって東京層群として一括した地層が堆積し、それに関連した多摩面、下末吉面等の段丘面が形成された。武蔵野面及び立川面は洪積世後期に行われた海退に伴い、古多摩川の営力により形成された河岸段丘で、最後に洪積世に入って多摩川の運ぶ土砂により、洪積世が完成した。

(2) 気候

府中市の平成17年度の平均気温（ ）及び降水量（mm）は次のとおりである。



年間平均気温は14.7、年間総雨量は1,477mmである。

(3) 面積・人口

< 地目別土地面積 >

種 別	面積 (千㎡)	割合 (%)
宅 地	16.325	55.6
畑	1.246	4.2
田	0.612	2.1
山 林	0.02	0.1
その他	11.137	38.0
合 計	29.34	100.0

< 世帯と人口 (住民基本台帳及び外国人登録者原票人口) > (平成18年6月1日現在)

世帯数	人 口			人口密度 (1 km ² 当たり)
	総 数	男	女	
112,468	242,610	124,155	118,455	8,269

(4) 道路の位置等

道路は、東西に延びて調布市及び国立市に繋がっている中央自動車道、国道20号線、調布市から多摩市に繋がる都道14号、市の南部から北方面に延び稲城市及び国分寺市に繋がる都道17号線と北東に延び小金井市に繋がる都道15号線がある。

(5) 鉄道の位置等

鉄道は、JR東日本鉄道南武線が西部から稲城方面に、武蔵野線が北部から本町に、中央線が北部を、京王線が東部から多摩市桜ヶ丘方面に、西武多摩川線が是政から小金井市東町方面にのびており、府中市内を東西南北に路線が走っている。

(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、浅間町1丁目に、航空自衛隊府中基地(航空総隊司令部等)が所在している。

米軍の施設は、浅間町1丁目に、米軍第374空輸団の府中通信施設が所在している。

(7) 消防

市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京都(東京消防庁)に委託している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。

また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

* N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態^(*)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

着上陸侵攻

- ・ 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃
攻撃目標となりやすい地域

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標になりやすいと考えられる。

航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等が接岸容易な地域と近接している場合には特に目標になりやすいと考えられる。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

想定される主な被害

主として、爆弾、砲撃等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害も想定される。

被害の範囲・期間

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

事態の予測・察知

攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃

(*) 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

攻撃目標となりやすい地域

都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

想定される主な被害

少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。

被害の範囲・期間

被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。

事態の予測・察知

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

弾道ミサイル攻撃

- ・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃

攻撃目標となりやすい地域

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

想定される主な被害

通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

被害の範囲・期間

弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。

事態の予測・察知

発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。

航空攻撃

- ・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃

攻撃目標となりやすい地域

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。

また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

想定される主な被害

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

被害の範囲・期間

航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

事態の予測・察知

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その徴候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態^(*)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊

原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所は存在しない。)

石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

ダム破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものになる。

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

「NBCを使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフラ

^(*)緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

イン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

3 N B Cを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、N B C 攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

（１）核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。

原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。

（２）生物兵器等

人に知られることなく散布することが可能である。

生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。

生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。

（３）化学兵器等

急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。

建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。

地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。

特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

化学兵器としては、一般的に、サリン、V X ガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。